

## 『医療措置協定』の締結のお願い

- 改正感染症法（令和6年4月施行）により、新興感染症への対応を強化するため、平時に県と医療機関が、その機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結することとされました。
- 平時より新興感染症発生時における医療提供体制を整備する観点から、幅広い医療機関と本協定を締結させていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

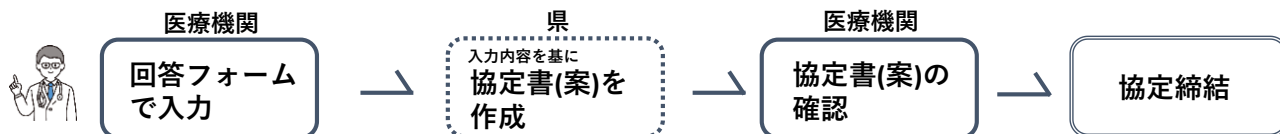
## 医療措置協定の内容

以下の各項目について、協定締結のご検討をお願いします。

	内容	病院	診療所	薬局	訪問看護 ステーション
病床確保	新興感染症患者に対する入院医療を行う病床を確保	○	—	—	—
発熱外来	発熱患者等に対して診療・検査を実施する体制を確保	○	○	—	—
自宅療養者等 への 医療提供	自宅療養者等への医療提供体制を確保	○	○	○	○
後方支援	回復患者や一般患者の受け入れを実施	○	—	—	—
人材派遣	集団発生施設等への医療従事者の派遣	○	—	—	—

※その他、協定内容には「個人防護具の備蓄（任意）」「研修や訓練の実施（努力義務）」についても含みます。

## 協定の協議・締結の流れ



※協定を締結いただいた医療機関については、併せて感染症法に基づく「協定指定医療機関」として指定させていただく予定です。

詳細は、県ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000175.htm>

三重県 医療措置協定



二次元コード



【問い合わせ先】

三重県医療保健部  
感染症対策課

TEL : 059-224-2352